

毎週火、金曜発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 市町村に交付すべき昭和三十七年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

規則

市町村に交付すべき昭和三十七年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年十一月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

鳥取県規則第六十三号

市町村に交付すべき昭和三十七年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和三十七年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税所得割のうち申告分にかかる基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税所得割のうち、申告分にかかる基準税額は、当該市町村における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十六条第一項の規定によつて申告書を提出するものが納付すべき昭和三十六年度分の所得税額及び当該申告書を提出する義務のないものが

所得税法第十六条の規定によつて納付すべき昭和三十六年度分の所得税額で、国税庁長官が調製する申告所得課税状況報告書(確定申告の部)の基礎となつた昭和三十六年分の所得税額の昭和三十七年三月三十一日現在における額(地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第五号の規定により所得税額に含まないこととされたものにかかる額を除く。)の合算額に〇・一六四〇四九を乗じて得た額とする。

(市町村民税所得割のうち源泉徴収分にかかる基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税所得割のうち、源泉徴収分にかかる基準税額は、当該市町村における所得税法第三十八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十六年分の所得税額のうち、昭和三十七年度分の市町村民税の算定に用いられるべきであつた総所得金額及び退職所得の金額に対する額として

知事が調査した額に〇・一七九九一八を乗じて得た額とする。

(市町村民税法人税額にかかる基準税額の算定方法)

第四条 市町村民税のうち、法人税割にかかる基準税額は、当該市町村につき、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 当該市町村について、法人ごとに(1)及び(2)によつて算定した額の合算額。この場合において、二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち、二以上の都道府県又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本条中「市町村分割法人」という。)にかかる課税標準額は、地方税法第三百二十一条の十三の規定の例によつて算定するものとする。

(1) 市町村分割法人にかかる分

算式

$$(a \times 0.0567 \times 0.989984) + (b \times 0.0567 \times 0.987261)$$

算式の符号

a 昭和36年4月1日から昭和37年3月31日までの

間に事業年度が終了した法人にかかる課税標準額(当該事業年度にかかる法人税割で昭和37年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

h 昭和29年4月1日から昭和36年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で昭和36年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和36年3月31日(昭和35年度中に事業年度が終了した法人にかかるものにあつては、昭和36年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額

に事業年度が終了した市町村分割法人以外の法人(以下本項において「その他の法人」という。)にかかる法人税割の課税標準額(当該事業年度にかかる法人税割について昭和37年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

d 昭和29年4月1日から昭和36年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和36年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和36年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

(2) その他の法人にかかる

算式

$$(c \times 0.0567 \times 1.005746) + (d \times 0.0567 \times 1.149754)$$

算式の符号

c 昭和36年2月1日から昭和37年1月31日までの間

二 次の(1)及び(2)に定めるところによつて算定した額

から、(1)については当該市町村にかかる昭和三十六年度分の普通交付税の額の算定の基礎となつた法人税割の基準税額のうち市町村分割法人にかかる分を、(2)については当該市町村にかかる昭和三十六年度分

の普通交付税の額の算定の基礎となつた法人税割の基準税額のうち他の法人にかかる分をそれぞれ控除して得た額の合算額

(1) 市町村分割法人にかかる分

算式

$$(f \times 0.0567 \times 1.000416) + (g \times 0.0567 \times 0.987261)$$

算式の符号

f 昭和36年2月1日から昭和37年1月31日までの間に事業年度が終了した法人にかかる法人税割の課税標準額(当該事業年度にかかる法人税割で、昭和37年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

(2) その他の法人にかかる分

算式

$$(h \times 0.0567 \times 1.003692) + (i \times 0.0567 \times 1.149754)$$

算式の符号

1 前項(2)の算式の符号中hに同じ。

2 前項(2)の算式の符号中iに同じ。

三 二によつて算定された過大算定額が、一によつて算定した額及び二によつて算定された過小算定額の合算額をこえるときは、当該こえる額を零として計算するものとする。

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第五条 固定資産税の基準税額は、土地にかかる基準税額、家屋にかかる基準税額及び償却資産にかかる基準税額の合算額とする。

2 土地にかかる基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 田、畑、宅地、山林、牧場及び原野については、当該市町村の土地の種類ごとの総価格の合算額が、別表第一の市町村別土地家屋総価格表の当該市町村総価格と同額となるように、当該市町村の土地の種類ごとの平均価額(「昭和三十七年度の固定資産(土地)にかかる平均価額の指示」によつて(昭和三

十七年三月十七日付け受地第一三九号通知)によつて知事が当該市町村長に通知した額)に、当該市町村内の地積(昭和三十六年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条及び第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものを除く。)を乗じて算定した額(日本放送協会にかかる土地で地方税法第三百四十九条の第三十項の規定に該当するものにかかる額については〇・五を乗じて得た額とする。)に〇・〇〇九四〇八を乗じて得た額

二 その他の土地については、合第三十二条第二項第二号の規定によつて算定した額

3 家屋にかかる基準税額は、当該市町村の家屋の総価格の合算額が、別表第一の市町村別土地家屋総価格表の当該市町村家屋総価格と同額となるように当該市町村の家屋の平均価額(「昭和三十七年度の固定資産(家屋)にかかる平均価額の指示」によつて(昭和三十

七年三月十七日付け受地第一三九号通知)によつて知事が当該市町村長に通知した額)に当該市町村内の家屋の床面積(昭和三十六年度分の家屋の平均価格算出の基礎として用いられた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条及び第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものを除く。)を乗じて得た額(あらたに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋で地方税法第三百四十九条の第三十項の規定に該当するものうち、あらたに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度以内のものについては、当該額に三分の一を、あらたに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては、当該額に三分の二を乗じて得た額とし、日本放送協会にかかる家屋で地方税法第三百四十九条の第三十項の規定に該当するものにかかる額については〇・五を乗じて得た額とする。)に〇・〇〇九四〇八を乗じて得た額とする。

4 償却資産にかかる基準税額は、次の各号に定める方

法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号以外の償却資産で市町村長が評価すべきものについては、令第三十二条第四項第一号(一)により自治大臣から通知のあつた額(以下「通知額」という。)を次の方法によつてあん分して得た額の合算額

(一) 通知額の十分の七の額を、当該市町村における昭和三十五年事業所統計に基づいて調査した令別表第十五(一)に定める産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数(国、県、市町村これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産にかかる従業者数(当該非課税とされる償却資産を有料で貸付している事業所の当該非課税とされる償却資産にかかる従業者数を除く。))同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評

価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産にかかる従業者数及び自治大臣が調査した基準評価額三千万円以上の償却資産(以下「大規模資産」という。))を有する事業手の従業者数並びにその従業者が五人未満(放送業にあつては二人未満)である事業所の従業者数を除く。以下同じ。)にそれぞれ同表に定める補正係数を乗じて得た数(整数未満は四捨五入する。)の合計数に一八五円五十銭を乗じて得た額

(二) 通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和三十七年度における償却資産の課税標準額の合算額(地方税法第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものにかかる額、第三百八十九条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し配分した額並びに令第三十二条第四項第一号(二)及び(四)の船舶又は大規模資産にかかる額を除く。)に〇・〇〇一五二〇七

二一六六を乗じて得た額

二 当該市町村について令第三十二条第四項第一号

(一)、(二)、(三)、(四)及び(五)の方法によつて算定した額

(釧産税の基準税額の算定方法)

第六条 釧産税の基準は、知事が調査した当該市町村の昭和三十六年中における釧物の種類別生産量に別表第二に定める率を乗じて得た数を生産量とし、これに令別表第十七に定める山元価格を乗じて得た額に〇・〇〇六六五を乗じて得た額とする。
(木材引取税の基準税額の算定方法)

第七条 木材引取税にかかる基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和三十四年度、昭和三十五年度及び昭和三十六年度の樹種別素材生産量の合計数を三で除して得た数に別表第三に定める率を乗じて得た数を樹種別(用途別を含む。)素材生産推定量とし、これにそれぞれ令別表第十八に定める素材標準価格を乗じて得た額に〇・〇〇一二五を乗じて得た額とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の普通交付税について適用する。

別表第一

市町村別土地家屋総価格表

(単位千円)

区分	田	畑	宅地	山林	原野	牧場	土地計	家屋
鳥取市	1,571,609	157,232	1,662,656	74,800	15,824		3,482,121	5,196,403
米子市	838,117	418,005	1,988,605	32,520	2,561		3,259,808	5,061,076
倉吉市	1,177,838	192,540	599,547	82,586	37,095		2,089,600	3,035,926
境港市	76,859	158,449	340,339	1,199	54		576,900	1,147,072
津市	3,664,423	926,226	4,571,147	191,099	55,534		9,408,429	14,440,477

津国岩福郡船河八若用佐智気鹿青羽泊東三関北大東赤西	井	村	107,642	11,907	14,496	7,628	950	142,623	72,761
府美部家岡原東桜瀬治頭高野谷合郷朝金条柴伯碓伯	町	404,768	26,184	35,214	35,905	8,582	510,653	186,664	
村	422,990	43,651	91,536	21,894	5,842	585,913	510,200		
町	111,287	25,316	14,604	10,084	2,406	153,697	96,145		
町	425,377	28,125	67,729	19,815	1,640	540,686	332,727		
町	198,091	23,318	34,760	38,835	1,210	296,214	156,996		
町	384,421	57,468	65,794	24,967	4,996	557,646	308,117		
町	255,206	38,611	42,826	25,601	6,633	366,879	216,474		
町	108,370	21,267	41,527	18,757	3,260	193,181	242,459		
町	118,443	15,363	28,085	8,704	395	170,900	139,453		
町	65,642	19,714	12,114	8,773	228	104,471	75,868		
町	259,199	16,614	67,093	27,983	5,085	375,974	370,569		
町	328,661	50,773	54,094	8,948	418	442,894	308,887		
町	198,294	15,505	37,152	10,276	1,764	262,993	168,521		
町	215,356	58,022	60,642	32,173	3,531	369,724	376,117		
町	200,608	52,148	45,274	2,505	785	298,878	204,479		
町	41,241	35,036	25,766	13,751	2,430	116,578	148,819		
町	255,007	77,553	59,304	24,876	6,022	419,170	447,664		
町	290,495	31,772	50,956	31,257	6,079	410,501	167,685		
町	235,143	13,413	30,533	14,612	903	299,780	157,885		
町	244,266	87,881	39,211	8,285	1,490	380,546	344,368		
町	252,318	144,041	76,960	13,092	7,052	487,902	493,473		
町	379,824	122,674	106,242	20,981	2,742	636,773	553,750		
町	213,837	80,634	62,188	16,772	2,742	376,174	353,750		
町	350,019	28,906	51,649	39,569	6,879	477,022	228,337		

会岸伯日澁大名中日日江灘町	見本仙津	町	210,496	25,935	24,517	17,074	4,748	282,770	122,535
町	284,587	46,000	39,694	16,080	5,690	392,051	138,228		
町	157,648	31,784	32,229	13,525	1,284	236,470	135,413		
町	50,819	20,784	41,220	226	13	113,062	503,322		
町	242,030	48,720	72,874	18,129	2,739	384,492	283,962		
町	393,557	41,504	59,760	16,260	3,980	515,041	274,006		
町	217,133	98,711	64,232	28,576	9,070	417,722	261,360		
町	238,107	73,207	41,434	17,630	8,243	378,621	208,956		
町	517,932	31,505	69,005	64,484	21,235	698,916	361,284		
町	194,997	21,459	56,935	40,208	9,561	323,160	284,224		
町	238,174	25,772	32,128	20,355	3,172	319,601	168,759		
町	317,001	37,746	48,607	26,532	14,609	444,495	250,809		
町	9,118,986	1,629,023	1,796,384	765,126	165,919	13,476,173	9,518,746		
計	12,783,409	2,555,249	6,367,531	956,225	221,453	735	22,884,602	23,939,223	

別表第二 鉄物の種類別生産量の算定に用いる乗率表

鉄物名	乗率
非鉄金属 銅	1.55210
鉄 金 属	1.00755
砂	1.00000
マグネシウム	1.00377

非金屬	白けい石 ポロライト	0.11725 0.11915
-----	---------------	--------------------

別表第三

樹種別素材生産推定量の算定に用いる乗率表

樹種	種別	乗率
針葉樹	すのき	1.12513
	ひのき	0.99524
広葉樹	抗木用材及びびハルナ用材として使用されるもの	1.09248
	その他のもの	1.22014
その他	な	0.64599
	ぶ	0.79160
その他	抗木用材及びびハルナ用材として使用されるもの	0.92449
	その他のもの	1.84901

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
[字価 一部 月 二五〇円(送料共)]